

全国高等学校定時制通信制教頭・副校長協会会則

第1章 名称および本部

第1条 本会は全国高等学校定時制通信制教頭・副校長協会と称し、本部を東京都に置く。

第2章 目的および事業

第2条 本会は全国定時制・通信制教育の振興を図り、会員相互の研鑽に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、次の事業を行なう。

1. 定時制・通信制教育の調査研究
2. 研究報告書・機関紙などの発行
3. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第4条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正会員
(1) 高等学校定時制の教頭(副校長を含む)
(2) 高等学校通信制の教頭(〃)
(3) 上の(1)、(2)に準ずるもの
2. 名誉会員
正会員の転退職者で理事会が推薦したもの

第4章 役員および職員

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-----|-----------|-----|
| 1. 理事長 | 1名 | 2. 副理事長 | 7名 |
| 3. 支部長 | 11名 | 4. 常任理事 | 54名 |
| 5. 理事 | 若干名 | 6. 本部常任理事 | 若干名 |
| 7. 監事 | 6名 | | |

第6条 役員の任期は1年とし、留任を妨げない。補欠によるものの任期は前任者の残留期間とする。

第7条 理事長、副理事長、監事は規定により選出を行い常任理事会及び総会の承認を経る。

第8条 1. 理事長は本会を代表し、会務を統理する。
2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときこれを代行する。
3. 支部長はその支部内の理事より選出し、支部内の連絡を密にする。
4. 常任理事は理事会に付議すべき諸案件、その他重要事項を審議する。
5. 理事は総会に付議すべき諸案件を審議決定する。
6. 本部常任理事は会務を執行し、緊急を要する事項を処理する。
7. 監事は会計を監査する。

第9条 本会に職員として専任の事務局長および書記を置くことができる。職員は常任理事会にはかり理事長が依嘱する。事務局長の任期は1年とし留任を妨げない。

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会で推薦する。

第11条 本会は必要に応じ委員を置くことができる。委員は会員中より理事長が委嘱する。

第5章 会 議

第12条 本会は毎年1回、総会を開く。

理事会、常任理事会は必要に応じて開く。

第13条 総会、理事会、常任理事会の議長はそのつど選出する。

第14条 支部長会は必要に応じ開き重要事項を審議する。

第15条 会議の議決は出席者の過半数による。

第6章 会 計

第16条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入による。

第17条 会費は会員一人あたり1カ年9,000円とし、各都道府県常任理事がとりまとめ、毎年5月をめどに一

括納入する。ただし名誉会員からは会費を徴収しない。

第18条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 付 則

第19条 会則は総会の議決を経なければ変更することができない。

第20条 理事は各都道府県および通信制より次の基準により選出する。東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県選出の理事は本部常任理事をかねる。東京都・北海道各8名。新潟・大阪・兵庫・広島・福岡・神奈川・愛知の各府県5名、その他の府県3名、通信制の7ブロックより各2名とする。

常任理事は理事のなかから各都道府県1名、通信制においては全国7ブロックより各1名とする。

第21条 支部の区分は次のように定める。

北海道支部(北海道)

東北支部(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)
関東支部(茨城・栃木・群馬・千葉・埼玉・神奈川・山梨)

東京支部(東京都)

東海支部(岐阜・愛知・静岡・三重)

北信越支部(新潟・富山・石川・福井・長野)

近畿支部(京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・滋賀)

中国支部(岡山・広島・山口・鳥取・島根)

四国支部(香川・徳島・愛媛・高知)

九州支部(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)

通信制支部(東北北海道・関東・中部・近畿・中国・四国・九州各ブロック)

第22条 副理事長は(北海道支部・東北支部)、(関東支部)(北信越支部・東海支部)、(東京支部)、(近畿支部・中国支部)、(四国支部・九州支部)の6地区、および(通信制支部)より各1名選出する。

第23条 1. 本会会則に抵触しない限りにおいて細則を設けることができる。
2. 本会会則および細則に抵触しない限りにおいて支部規則を設けることができる。

(昭和36年8月2日改正)

(昭和37年7月31日改正)

(昭和39年7月28日改正)

(昭和41年8月2日改正)

(昭和44年7月28日改正)

(昭和45年7月29日改正)

(昭和47年7月29日改正)

(昭和48年8月2日改正)

(昭和49年7月29日改正)

(昭和50年8月1日改正)

(昭和51年8月2日改正)

(昭和52年7月28日改正)

(昭和53年8月8日改正)

(昭和59年8月10日改正)

(昭和62年8月3日改正)

(平成2年8月10日改正)

(平成3年8月9日改正)

(平成11年7月29日改正)

(平成13年7月31日改正)

(平成16年7月29日改正)

(平成18年7月27日改正)

(平成20年7月31日改正 平成21年4月1日施行)

(平成26年7月31日改正 平成27年4月1日施行)

(令和6年7月25日改正 令和7年4月1日施行)